

第17号議案

中間市レンタサイクル用自転車設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

中間市長 福田 浩

中間市レンタサイクル用自転車の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

中間市レンタサイクル用自転車の設置及び管理に関する条例（平成28年中間市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第13条中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項」を「地方自治法第243条の2第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

中間市レンタサイクル用自転車の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(使用料の収納委託)</p> <p>第13条 第10条に規定する使用料の収納については、<u>地方自治法第243条の2第1項</u>の規定により、私人に、その事務を委託することができる。</p>	<p>(使用料の収納委託)</p> <p>第13条 第10条に規定する使用料の収納については、<u>地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項</u>の規定により、私人に、その事務を委託することができる。</p>